

# 駿河台大学互助会会則

## 第1章 総則

(名称及び所在)

第1条 本会は、駿河台大学互助会（以下「本会」という）と称し、事務局を学校法人駿河台大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、互助の精神のもとに、駿河台大学の学生の福利厚生に資するため、負傷、疾病、障害及び死亡に関する扶助、学生への援助並びに駿河台大学の施設・設備に対する必要な助成を行い、もって学校教育の円滑な実施に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生が負傷した場合の傷害保険金の給付
- (2) 学生が負傷した場合の後遺障害保険金の給付
- (3) 学生が負傷した場合の傷害医療金の給付
- (4) 学生が負傷した場合の傷害見舞金の給付
- (5) 学生が負傷した場合の後遺障害見舞金の給付
- (6) 学生及び会員が病気によって死亡した場合の病气死亡弔慰金の給付
- (7) 学生及び会員が傷害によって死亡した場合の傷害死亡弔慰金の給付
- (8) 学生が居住する自宅、アパート・賃貸マンション等の火災により罹災した場合の災害見舞金の給付
- (9) 学生が事故により大学所有の器物を破損した場合の器物破損補助金の給付
- (10) その他、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、駿河台大学の学生及び大学院生の保証人とする。

(会員の資格)

第5条 会員資格の有効期限は、会費を納入して学生が身分を取得した日からこれを喪失した日までとする。

2 会員は、別に定める細則にしたがって会費を納入しなければならない。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人
- (2) 監事 2人

(理事)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 駿河台大学父母会の役員の中から役員会において選任した者 3人
- (2) 駿河台大学教職員の中から選任した者 4人

(会長)

第8条 本会に会長を置く。

- 2 会長は、理事会を代表して会務を総理する。
- 3 会長は、前条第1号の中から本会理事会において選任する。
- 4 会長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 会長は、任期満了の後でも、後任の会長が選任されるまでは、その職務を行う。

(副会長)

第9条 本会に副会長1人を置く。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 副会長は、第7条第2号の中から本会理事会において選任する。
- 4 副会長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 副会長は任期満了の後でも、後任の副会長が選任されるまでは、その職務を行う。

(監事)

第10条 監事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 駿河台大学父母会の役員の中から役員会において選任した者 1人
  - (2) 駿河台大学教職員の中から選任した者 1人
- 2 監事は、本会の財産及び理事の業務執行の状況を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選出されるまでは、その職務を行う。

(役員報酬)

第12条 役員は、無給とする。ただし本会の活動に要した費用は実費支給する。

## 第4章 会議

(会議)

第13条 本会に、理事会を置く。

(理事会)

第14条 理事会は、随時会長がこれを招集し、会長が議長となる。

2 会長は、2名以上の理事より会議に付議すべき事項を示して請求があった場合には、1ヶ月以内に理事会を開催しなければならない。

3 理事会は、構成員の過半数をもって成立し、議事は構成員の過半数をもって決する。

ただし、可否同数の場合は議長が決する。

4 理事会は、次の事項を学校法人駿河台大学と協議の上、審議し執行する。

- (1) 予算及び決算並びに財務に関する重要事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) その他会運営に関する重要事項

## 第5章 会計

(収入)

第15条 本会の収入は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 資産及びその運用から生じる収入
- (3) その他の収入

(支出)

第16条 本会の経費は、前条各号の収入をもって支弁する。

(資産の管理)

第17条 資産は、会長が学校法人駿河台大学に委任し、これを管理する。

(予算)

第18条 本会の予算は、理事会の議に基づき決定する。

(決算)

第19条 本会の決算は、理事会の承認を得なければならない。

(学校法人駿河台大学理事会の承認)

第20条 本会の予算及び決算並びに財務に関する重要事項は、学校法人駿河台大学理事会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更と解散

(会則の変更)

第22条 会則は、理事会の議決を得なければ変更することはできない。

2 会則の変更については、学校法人駿河台大学理事会の承認を得るものとする。

(解散)

第23条 本会は、学校法人駿河台大学理事会の承認及び会員の4分の3以上の同意を得なければ解散することはできない。

2 解散する場合には、残余財産は理事会の議決を経て学校法人駿河台大学に寄付するものとする。

## 第7章 補則

(事務)

第24条 本会の事務は、駿河台大学学生支援部学生支援課が行う。

(細則)

第25条 本会則の施行について必要な細則は、理事会においてこれを定める。

## 付則

本会則は、平成8年4月1日から施行する。

平成10年6月13日 一部改正

平成12年6月17日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成26年6月7日 一部改正